

解釈の規則

これら解釈の規則は、当該規則や規程にて別途定めのない限り全ての規則および規程（これら解釈の規則の適用開始前後を問わず）における解釈の原則、その他の一般的な規定や定義とする。

1. 解釈の総則

- 1.1 憲章とその他のいかなる規則あるいは規程で不整合がある場合は憲章が優先される。
- 1.2 憲章、規則、規程は英語、フランス語およびWA CEOが決めたその他言語で発行するものとする。英語版と他言語版とで不整合がある場合は英語版が優先される。
- 1.3 規則および規程は、それぞれの目的を保護や促進するために解釈し、適用するものとする。規則または規程で未想定の実案が発生した際も同様とする。
- 1.4 規定されていないもの、意味または正しい解釈あるいは規則または規程の適用にかかる疑義が生じた場合、カOUNシルはこれを、該当する規則または規程の目的を参照して決定することができる。
- 1.5 別途定めのない限り、全ての規則および規程において：
 - 1.5.1 特定の性別にかかる単語は他の性別も含むものとする。
 - 1.5.2 単数形の単語は複数形も含み、複数形の単語は単数形も含むものとする。
 - 1.5.3 条項、項目、付則、附属書についての記述がある場合は、別途定めのない限り当該規則あるいは規程の条項、項目、付則、附属書とする。
 - 1.5.4 規則または規程の規定の記述がある場合は、随時発生しうる、改正後のものあるいは後継の規定も含むものとする。
 - 1.5.5 旧称国際陸上競技連盟（あるいは国際陸連、IAAF）について記述がある場合は、ワールドアスレティックスと同義とする。

- 1.5.6 制度について記述がある場合は、随時発効または制度により策定される、改正また再導入される旧制度から差し変わった新しい制度、いかなる規制、執行院勅令、あるいはその他条文も含むものとする。
- 1.5.7 合意について記述がある場合は、随時、改正、補足、更新、差し替えされた合意内容も含むものとする。
- 1.5.8 「書面」あるいは「文書」について記述がある場合は FAX および Email も含むものとする。
- 1.5.9 「できる (may)」の記述がある場合は、「当該者独自の裁量にもとづき」できることを意味する。
- 1.5.10 別途定めのない限り、当事者（人、者）の記述がある場合は、人間、法人、団体（法人格の有無を問わず）を含むものとし、また、当該当事者の法的代理人、継承人、許可された受託人を含むものとする。
- 1.5.11 「日」について記述がある場合は、週のいかなる日であり、就業日に限られない。
- 1.5.12 時間にかかる表現がある場合は、中央欧州標準時間とする。
- 1.5.13 標題、目次はあくまでも参考としてのみ扱われ、当該規則あるいは規程の正しい解釈および適用に対して影響しないものとする。
- 1.5.14 規則あるいは規程に付している付則、附属書はその規則 / 規程の重要な一部であるが、規則あるいは規程本体の規定と付則、附属書との内容に不整合がある場合は、規則あるいは規程本体の規定を優先させる。
- 1.5.15 注釈がある場合、これは注釈の対象としている規定の正しい解釈への一助として使用するものとする。
- 1.5.16 「含む」、「特に」、「(次) のような」、「例えば」、あるいはその他類似する表現がある場合、その表現にかかる単語は、あくまでも実例としてのみ解釈され、単語、説明、定義、表現、用語の字義を制限されないものとする。

2. 総則

- 2.1 規則および規程は全世界で適用され、可能な限り、解釈や適

- 用は、特定の国や地方の法令ではなく、全てもしくは大多数の法制度で、法令の一般的な原則に基づくものとする。規則及び規程は、モナコ公国法に準拠し、それに基づき統治され、解釈ならびに適用するものとする（ただし、法令に抵触するものは除く）。
- 2.2 いかなる規則あるいは規程の、いかなる規定もしくは規定の一部が無効、違法、あるいは執行不能となった場合、それは削除されたものとして扱われるが、規則あるいは規程の他の箇所の有効性、合法性、執行可否は影響しないものとする。
- 2.3 規則あるいは規程が、ワールドアスレティックスの決定についての記述があり、決定機関が特定されていない場合、当該の決定はカウンシルあるいはそれに任命された者によるものとする。
- 2.4 規則あるいは規程が、役職者に権限あるいは義務を科す場合、その権限の行使あるいは義務の遂行は、役職を有する期間内において、役職者が委任する権限により、他の者に委任されていない限り、その役職者が実施するものとする。
- 2.5 ワールドアスレティックス役職者あるいはその他代表者による、いかなる規則、または規程からのいかなる逸脱、および／または同役職者、その他代表者による、いかなる手続き上の不規則、不作為、あるいはその他瑕疵により、いかなる指摘、手続あるいは決定は無効にはならないものとする。ただしその指摘、手続、決定が信憑性に欠くと裁定された場合は除く。
- 2.6 通知
- 2.6.1 別に明確な定めがある場合を除き、ワールドアスレティックスに対する、規則あるいは規程に基づいた、特定の機関や担当者の指定がない通知は、書面により、かつ英語またはフランス語で電子メールにて **notices@worldathletics.org**宛てに送信することで正式に送付されたものとして扱われる。明確にするために記すと、この規則は、いかなる送達あるいは、仲裁または調停その他外部のいかなる種類の紛争解決手続きには適用されないものとする。

- 2.6.2 個人（「通知者」）による、規則あるいは規程に基づくいかなる通知は、通知を受ける者（「受信者」）に正式に送付されたものとして扱われるには、書面で作成され、かつ、署名または通知者の有権者が承認したものが次の手段で受信者に届けられたこととする。
- 2.6.2.1 郵送により、一般的に知られている受信者の最新の住所に届けられた場合。
- 2.6.2.2 公開されている受信者の住所に宅配便を含む個人により配達されたことによる。
- 2.6.2.3 公開されている受信者の Email アドレス宛てに Email による。
- 2.6.2.4 受信者の公開 FAX 番号宛てに FAX による。
- 2.7 締切および期限
- 2.7.1 規則あるいは規程で規定されているいかなる締切や期限とは、通知が届けられた日より発動するものとする。規則あるいは規程で、他の行事あるいは物事や行動の実施から発動すると規定されている締切や期限は、その当該行事あるいは物事や行動の実施したその日から発動するものとする。
- 2.7.2 祝日および休業日は締切や期限の計算に含まれるが、それらの日が締切または期限の最終日にあたる場合は、締切または期限の最終日は、次の祝日あるいは休業日ではない日を締切または期限とする。
- 2.7.3 中央欧州標準時間の締切日または期限日の 24:00 前に、通知が届けられた、またはその他の物事や行動が実施された場合は、締切や期限は遵守されたものとして扱うものとする。
- 2.8 移行に関する規定
- 2.8.1 規則および規程は、別途定めのない限り、カウンシルが指定した日より施行される。
- 2.8.2 カウンシルは、規則あるいは規程を随時、必要に応じて改正、補足、撤回することができる。そのような改正および／または補足およびまたは差し替え規定はカウンシル

ルが指定した日より施行される。

- 2.8.3 別途、明確に定めがない限り、規則および規程（それらの改正および補足または差し替え規定を含む）は、手続き上のものであれば、遡及的に適用されるが、本質的なものであれば、遡及的には適用されず、施行後に発生した事象に対して適用する。それとは別に、規則あるいは規程が施行される日においても、未定の事案がある場合、そしてその施行日後にいかなる事象が発生するが、係る事実が施行日の前に起きたものであれば、規則および規程の本質的な規定は当該施行日前に有効であるものが適用されるが、寛大な法（*lex mitior*）の原則が適用される場合はその限りではない。

3. 一般的に適用される定義

- 3.1 反する意図が示されない限り、これら解釈の規則および／またはその他いかなる規則および規程で使用される、定義された単語および定義された用語は、(原文は) 頭文字は大文字で綴り始まるものとし、一般的に適用される定義あるいは憲章で付与された意味をもつものとする。

注意：競技規則を含む競技規則に限らないワールドアスレティックスのいかなる規則および規程の和訳において、原文との解釈に相違がある場合は原文を優先する。